

じん肺・アスベスト被害根絶を求める意見書

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。じん肺法が制定され半世紀以上が経過した現在もなお、毎年新たに 500 名前後の労働者が最重症のじん肺と認定されている。

アスベスト粉じんによる被害も深刻である。2011 年度における石綿関連疾患による労災認定者数は 1,105 人となり、今や最大の職業病となっている。アスベストは、じん肺のほか、肺がんや中皮腫などの原因物質であり、職業病だけでなく、広く一般国民にも被害が及ぶため大きな社会問題になっている。アスベスト粉じん対策の徹底と被害者の早期救済が極めて重要な課題である。殊に昨年 3 月 11 日の東日本大震災による建物損壊に伴い、瓦れき処理、建物解体作業等による吹付材等の石綿含有建材による労働者、ボランティア、付近住民のアスベスト被害が強く懸念される。

これまでの数多くのじん肺裁判の結果、企業の責任は明確になっている。じん肺やアスベストの根絶には、企業が責任を認め予防を約束することのほか、国や地方自治体が施策の改善を図ることも極めて重要である。

2004 年 4 月の筑豊じん肺訴訟最高裁判決やトンネル根絶訴訟の各判決も国の責任を明確に認めている。これらを受け、トンネルじん肺については粉じん則の改正、積算基準の改定などが、石炭じん肺については鉱山保安法施行規則が改正された。しかし、じん肺やアスベスト被害の根絶や被害者の十分な救済に向けた法令の改正、行政の改善はいまだ不十分と言わざるを得ない。

I L O ・ W H O は、「2015 年にはじん肺を著しく減少し、2030 年までには根絶すべきである。そのためには各国政府はじん肺根絶計画を策定すべきである」と表明している。日本も、じん肺根絶のための抜本的な制度改革に取り組むことが強く求められている。

よって、国におかれては、一日も早いじん肺アスベスト被害の根絶のため、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 公共工事によってじん肺を発生させないため、発注工事について、じん肺防止の監督を十分にし、発注者としてとるべきじん肺防止対策を尽くすこと。
- 2 トンネル建設労働者の就労などを一元的に管理し、じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」を国及びゼネコンの責任において創設すること。
- 3 アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理を初め、徹底したアスベスト粉じん対策を取ること。及び関係業界、業者に対する十分な監督、指

導をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 様